

## 1 東北海運局の沿革

明治 31 年 9 月

通信省東京船舶司検支所が石巻に設置された。

明治 32 年 6 月

海事局官制により東京海事局石巻海務署と改称、船舶職員及び水先人の試験、船舶の測度及び検査、その他法令の定むるところに従い管海官庁の事務をとることとなった。

明治 43 年 3 月

海務署廃止され、同事務は通信管理局の所管となり、海事部が設置された。

大正 2 年 6 月

官制改正により石巻海事部は北部通信局海事部となった。

管轄区域は東北 6 県。

大正 8 年 3 月

管轄区域東北 6 県及び新潟県となる。

大正 8 年 5 月

官制改定により、仙台通信局海事部となった。

昭和 10 年 11 月

仙台通信局海事部青森出張所が設置された。

管轄区域は青森県及び秋田県。

昭和 11 年 10 月

管轄区域のうち新潟県は東京地方通信局海事部へ移管。

昭和 13 年 4 月

海事部の塩釜誘致問題が起こり、請願書が塩釜町長より通信大臣に提出された。

昭和 16 年 12 月 19 日

官制改正により通信省管船局、灯台局が廃止され、外局として海務院官制が施行された。

これに伴い、地方組織は海事部が海務局となり、横浜海務局、塩釜支局及び青森支局が設けられた。

昭和 18 年 11 月 1 日

官制改正により、運輸通信省が設置されるとともに、塩釜海運局が新設され東北 6 県が管轄、下部組織として、青森、八戸、船川、釜石支局、石巻分室が設置された。

昭和 19 年 6 月 1 日

塩釜海運局酒田支局設置、石巻分室は出張所となった。

昭和 20 年 6 月 1 日

官制改定により、運輸通信省を運輸省に改め（昭和 20.5）、塩釜海運局は東北海運局と改称された。

船川海運監理部、同土崎出張所、同酒田支部が設置された。

昭和 20 年 10 月 31 日

船川海運監理部廃止、東北海運局船川支局、同支局土崎出張所、同酒田支局が設置された。

昭和 20 年 11 月 21 日

大湊支局、釜石支局の宮古出張所が新設された。

昭和 21 年 2 月 1 日

船川支局の土崎出張所廃止、釜石支局は東北海運局釜石出張所に、釜石支局宮古出張所は東北海運局宮古出張所となった。

昭和 22 年 4 月 16 日

東北海運局小名浜出張所が新設された。

昭和 22 年 11 月 1 日

小名浜出張所、宮古出張所が支局に昇格、釜石出張所は宮古支局釜石出張所となり、さらに大船渡、女川、気仙沼、渡波（未開設）に本局直轄の出張所が新設され、また、船川支局土崎出張所が設置された。

昭和 23 年 5 月 1 日

海上保安庁の新設に伴い、港則法及び船舶職員法事務が移管、同時に海運局長が海上保安本部長を兼任することになった。

昭和 23 年 12 月 10 日

釜石出張所が支局に昇格。

昭和 24 年 1 月 1 日

船舶検査事務を海上保安本部に移管した。

昭和 24 年 6 月 1 日

運輸省設置法を施行（日本国有鉄道分離）、外局に船員労働委員会、海難審判庁等設置される。

昭和 26 年 6 月 16 日

大湊支局が廃止され、青森支局大湊出張所設置、船川支局土崎出張所は、船川支局秋田出張所となった。

昭和 26 年 8 月 26 日

東北海運局総務部仙台分室が設置された。

昭和 27 年 8 月 1 日

運輸省設置法等の改正により、一時海上保安庁の所管となった港則法及び船舶職員法、船舶検査、海難防止関係事務が再び海運局に移管されるとともに船員公共職業安定所が本局船員部と青森支局に内部機構として編入された。

昭和 31 年 3 月 1 日

八戸支局に船員職業安定所が新設された。

昭和 32 年 2 月 1 日

支局等組織規程の一部改定により、気仙沼出張所は支局に昇格、大船渡出張所は同支局の出張所となり、青森支局大湊出張所は廃止となった。

昭和 34 年 4 月 1 日

小名浜支局に船員職業安定所が新設された。

昭和 36 年 3 月 1 日

気仙沼支局に船員職業安定所が新設された。

昭和 36 年 7 月 20 日

支局等組織規程の一部改正により、石巻出張所は支局に昇格、女川出張所は同支局の出張所となった。

昭和 37 年 2 月 28 日

仙台分室が廃止された。

昭和 41 年 5 月 20 日

運輸省設置法の一部改正により、港則法に関する事務を海上保安部に移管した。

昭和 43 年 4 月 1 日

支局等組織規程の一部改正により、八戸支局に課制が設けられた。

昭和 44 年 4 月 1 日

支局等組織規程の一部改正により、秋田支局、同支局船川分室が設置された。

昭和 44 年 4 月 1 日

業務移管により運航部に内陸倉庫、冷蔵倉庫関係業務の一部が陸運局から移管された。

昭和 44 年 10 月 1 日

支局等組織規程の一部改正により、石巻支局女川出張所が廃止された。

昭和 45 年 3 月 31 日

支局等組織規程の一部改正により、秋田支局船川分室が廃止された。

昭和 45 年 5 月 20 日

運輸省設置法の一部改正により、倉庫業法関係業務が海運局に全部移管されるとともに港運課が港運倉庫課に変更された。

昭和 50 年 10 月 1 日

運輸省組織規程の一部改正により、運航部に運航監理官が新設された。

昭和 53 年 4 月 1 日

酒田、釜石支局に船員職業安定係が設けられた。八戸、小名浜、気仙沼支局の船員職業安定所が船員職業安定係に変更された。

昭和 54 年 4 月 6 日

運輸省組織規程の一部改正により、船員部に船舶職員課が新設された。

昭和 55 年 1 月 1 日

秋田、石巻支局に船員職業安定係が設けられた。

昭和 56 年 4 月 3 日

支局等組織規程の一部改正により、小名浜支局に課制が設けられるとともに、船員職業安定所が新設された。

昭和 57 年 4 月 6 日

運輸省組織規程の一部改正により、船舶部登録測度課が廃止されて船舶測度官が新設されるとともに、船員部厚生課が安全衛生課に組織替えされた。

昭和 57 年 12 月 31 日

支局等組織規程の一部改正により、気仙沼支局大船渡出張所が廃止された。

昭和 59 年 7 月 1 日

運輸省設置法の改正に伴い東北海運局と仙台陸運局が統合になり、東北運輸局となった。

## 2 仙台陸運局の沿革

### 昭和 22 年 3 月 22 日

昭和 22 年 3 月 22 日運輸省告示第 71 号「鉄道局自動車事務所を設置する件」で、各都道府県に自動車事務所が設置され、鉄道局長の指揮下におかれた。

これは、臨時物資需給調整法（昭和 21 年 10 月 1 日法律第 32 号）に基づく自動車及び軽車両用指定生産資材等の割当事務を行うため、運輸省官制第 17 条に基づいて設置されたもので、鉄道局内部の事務取扱機関にすぎなかったが、警察庁行政機構改革を機として、自動車行政の一元化が行われ地方庁の自動車運送、整備事業、小運搬、事業組合等に関する権限が運輸省に移管されたため同年 5 月から自動車事務所は、これらを包括して実質的に自動車行政の地方官庁としての機能を営むことになった。

### 昭和 23 年 1 月 1 日

道路運送法（昭和 22 年 12 月 16 日法律第 191 号）の実施に伴い、従来の自動車事務所が廃止され、各都道府県に道路運送監理事務所が設置された。

道路運送監理事務所の所掌事務は、道路運送法関係事務のうち同法第 4 条及び同法施行令の規程によって委任された事項並びに臨時物資需給調整法関係事務のうち内部委任された事項であった。

また、宮城道路運送監理事務所は、特定道路運送監理事務所として、福島、宮城、岩手、青森の四県にわたる広域行政を担当することになった。

### 昭和 24 年 6 月 1 日

運輸省設置法（昭和 24 年 5 月 31 日法律第 157 号）の制定により全国 9 力所の特定道路運送監理事務所はそれぞれ陸運局として発足した。

所掌事項は、従来特定道路運送監理事務所の行った行政部門とし、鉄道局の所掌した地方鉄道軌道、専用鉄道、索道、小運送及び倉庫業並びに観光等に関する行政事務を併せて行うことになり、仙台陸運局は宮城特定道路運送監理事務所と仙台鉄道局陸運部鉄道課及び小運送課の二課が合体して構成された。

仙台陸運局は、仙台鉄道庁舎内（総務部、鉄道部、整備部）及び東三番丁宮城自動車会館内（自動車部）において事務を開始した。

なお、福島、岩手、青森の各道路運送監理事務所は 7 月 31 日まで在置された。

### 昭和 24 年 8 月 1 日

福島、岩手、青森の各道路運送監理事務所は、昭和 24 年 8 月 1 日に廃止され、同時にそれぞれ仙台陸運局分室となった。

昭和 24 年 11 月 1 日

福島、岩手、青森の各陸運局分室は廃止されて、それぞれ福島県、岩手県、青森県陸運事務所となり、同時に仙台市に宮城県陸運事務所が新設された。

昭和 25 年 2 月 1 日

自動車部小運送課は、自動車部通運課と改称された。

昭和 25 年 3 月 8 日

仙台陸運局は仙台市東二番丁に移転した。

昭和 25 年 7 月 1 日

運輸省令第 57 条により鉄道部において業務課が、自動車部において監理課、輸送課がそれぞれ廃止され、新たに鉄道部に監理課、自動車部に旅客課、貨物課が設置された。

昭和 26 年 1 月末日

仙台市東八番丁 107 番地の 1 に仙台陸運局の庁舎を新築移転した。

昭和 26 年 7 月 1 日

運輸省令第 65 号により整備部において燃料課が廃止され、新たに登録機材課が設置された。

昭和 26 年 9 月 1 日

運輸省令第 73 号により整備部において登録機材課が廃止され、新たに登録資材課が設置された。

昭和 41 年 4 月 23 日

仙台陸運局は仙台市外記丁 105 仙台合同庁舎に移転した。

昭和 44 年 4 月 1 日

運輸省令第 8 号により総務部に企画課が新設された。

昭和 52 年 4 月 18 日

運輸省令第 9 号により自動車部旅客課が廃止され新たに旅客第一課、旅客第二課が設置された。

昭和 54 年 4 月 4 日

福島県陸運事務所いわき支所が新設された。

昭和 56 年 9 月 21 日

仙台陸運局は仙台市五輪一丁目 3 番 15 号仙台第 3 合同庁舎に移転した。

昭和 58 年 11 月 1 日

青森県陸運事務所八戸支所が新設された。

昭和 59 年 7 月 1 日

運輸省設置法の改正に伴い仙台陸運局と東北海運局が統合になり、東北運輸局となった。

### **道路運送委員会**

昭和 23 年道路運送法の実施に伴い、東北地方道路運送委員会が設置された。

### **道路運送審議会**

昭和 25 年上記委員会は道路運送審議会と改称された。

### **自動車運送協議会**

昭和 28 年 8 月道路運送法の一部改正に伴い道路運送審議会が廃止され、陸運局長の諮問機関として仙台陸運局自動車運送協議会が設けられた。

### **地方陸上交通審議会**

昭和 45 年 5 月 20 日運輸省設置法の改正に伴い、自動車運送協議会が廃止され、陸運局長の諮問機関として新たに仙台地方陸上交通審議会が設けられた。

### **地方交通審議会**

昭和 59 年 7 月 1 日運輸省組織令の改正に伴い、地方陸上交通審議会が廃止され、東北運輸局長の諮問機関として新たに東北地方交通審議会が設けられた。

(平成14年7月1日以降)

	局長	次長	総務部長	企画振興部長 企画観光部長	交通環境部長 観光部
氏名 就任	島田 知明 14. 7. 1	上田 信一 14. 7. 1	遠藤 清道 14. 7. 1	遠藤 誠之 14. 7. 1	三谷 泰久 14. 7. 1
〃	久米 正一				
〃	14. 8. 1				
〃		大野 裕夫 15. 7. 18		長濱 克史 15. 7. 18	
〃	松本 和良 16. 7. 15	飯塚 裕 16. 3. 1	高橋 公男 16. 4. 1	名執 潔 16. 7. 5	白井 精一 16. 4. 1
〃		添田 慎二 17. 8. 2			
〃	佐伯 洋 18. 6. 15		小山 昭憲 18. 4. 1	三橋 勝彦 18. 7. 11	西條 憲一 18. 5. 1
〃	内藤 政彦 19. 7. 10	村上 玉樹 19. 7. 3			濱路 和明 19. 7. 1
〃	木場 宣行 20. 7. 4		佐々木 仁 20. 4. 1	有田 幸司 20. 7. 4	
〃		菅野 孝一 21. 7. 14		林 泰三 21. 7. 14	池田 陽彦 21. 4. 1
〃	清谷 伸吾 22. 8. 10		菊池 憲満 22. 4. 1		田口 昭門 22. 4. 1
〃		松本 年弘 23. 8. 1		坂本 慶介 23. 8. 8	
〃	長谷川 伸一 24. 8. 1	菅井 雅昭 24. 7. 1			吉元 博文 24. 4. 1
〃			吉田 豊 25. 4. 1	吉田 昭二 25. 7. 1	三杉 孝昌 25. 4. 1
〃	永松 健次 26. 7. 8	七尾 英弘 26. 7. 1			庄子 政美 26. 4. 1
〃			五代儀 敦 27. 4. 1	庄子 政美 27. 7. 1	飛田 章 27. 7. 1
〃	尾関 良夫 28. 6. 24	角野 隆 28. 6. 21		武内 伸之 28. 4. 1	
〃			谷藤 耕治 29. 4. 1	藤澤 義人 29. 4. 1	高田 公夫 29. 7. 1
〃	吉田 耕一郎 30. 7. 31	小泉 哲也 30. 1. 1			
〃		藤井 敦 元. 7. 9		佐々木 雅幸 31. 4. 1	小野 協子 31. 4. 1
〃	亀山 秀一 R2. 7. 21	杉野 浩茂 R2. 8. 1	遠嶋 孝則 R2. 4. 1		
〃	田中 由紀 R3. 7. 1			五十嵐 誠 R3. 4. 1	鈴木 邦夫 R3. 7. 1
〃		伊藤 達也 R4. 1. 14	澤村 和則 R4. 4. 1		
〃	石谷 俊史 R5. 7. 4	大釜 達夫 R5. 1. 13	宮嶋 瞳男 R5. 4. 1	鈴木 邦夫 R5. 4. 1	長澤 秀博 R5. 4. 1
〃	川崎 博 R6. 7. 1	佐藤 敬 R6. 7. 1		池田 真 R6. 4. 1	
〃	吉田 昭二 R7. 7. 1	麻山 健太郎 R7. 7. 1	會田 光 R7. 4. 1		

(平成14年7月1日以降)

	鉄道部長	自動車交通部長	自動車技術安全部長	海事振興部長	海上安全環境部長
氏名 就任	駒場 輝征 14. 7. 1	中野 鉄正 14. 7. 1	大野 祐司 14. 7. 1	菅原 授 14. 7. 1	大脇 充 14. 7. 1
〃 〃			島 雅之 14. 8. 1		
〃 〃	屋代勝二十 15. 4. 1				
〃 〃	大川 清 16. 4. 1	小森 静雄 16. 4. 1	三上 哲史 16. 7. 1	小原 得司 16. 4. 1	橋本 進 16. 4. 1
〃 〃	石崎 哲夫 17. 4. 1	中岫 隆男 17. 4. 1			北村 治 17. 4. 1
〃 〃	鈴木 文男 18. 4. 1	秋村 端 18. 4. 1		松本 慶一 18. 4. 1	菊田 秀明 18. 4. 1
〃 〃	渡辺 敏晴 19. 4. 1	三澤 真一 19. 4. 1	江坂 行弘 19. 7. 10	岡田 幸治 19. 4. 1	伊藤 隆雄 19. 4. 1
〃 〃	岸谷 克己 20. 4. 1	藤田 博 20. 4. 1	多田 雅司 20. 4. 1	長町 哲次 20. 4. 1	阿部 幸一 20. 4. 1
〃 〃		大宮 勝 21. 4. 1			佐藤 健彦 21. 4. 1
〃 〃		大泉 宏 22. 4. 1	船生 弘隆 22. 4. 1	佐藤 健彦 22. 4. 1	鈴木 健寿 22. 4. 1
〃 〃			長谷川 茂 23. 4. 1		
〃 〃		熊沢 治夫 24. 4. 1		本田 昭則 24. 4. 1	上村 正人 24. 4. 1
〃 〃	伊藤 範夫 25. 4. 1	御木 剛栄 25. 4. 1			田中 信行 25. 4. 1
〃 〃			鈴木 義男 26. 4. 1	矢島 優一 26. 4. 1	田中 独歩 26. 8. 1
〃 〃	虹林 康二 27. 4. 1	中屋敷 守央 27. 4. 1		菅原 勝良 27. 4. 1	
〃 〃			千葉 美記 28. 4. 1		仲田 光男 28. 4. 1
〃 〃	寺戸 成周 29. 4. 1		堀江 暢俊 29. 4. 1	畠山 博文 29. 4. 1	
〃 〃		木村 和博 30. 4. 1			米川 佳宏 30. 4. 1
〃 〃	保刈 芳信 31. 4. 1		衣本 啓介 元. 7. 9		
〃 〃		菅原 克也 R 2. 4. 1		寺川 直樹 R 2. 4. 1	桶谷 光洋 R 2. 4. 1
〃 〃	齊藤 仁伸 R 3. 4. 1		佐藤 博昭 R 3. 4. 1	佐藤 聰 R 3. 7. 1	阿曾 薫 R 3. 4. 1
〃 〃		伊藤 誠 R 4. 4. 1			門真 和人 R 4. 4. 1
〃 〃				山本 実 R 5. 4. 1	
〃 〃	佐藤 信之 R 6. 4. 1	佐々木 敏 R 6. 4. 1	藤田 一彦 R 6. 4. 1	真田 修一 R 6. 4. 1	石田 悟史 R 6. 4. 1
〃 〃	長南 寿則 R 7. 4. 1	岩淵 正宏 R 7. 4. 1	玉屋 博章 R 7. 4. 1		

	青森運輸支局長	青森運輸支局 八戸自動車検査	青森運輸支局 八戸海事事務所長	岩手運輸支局長	宮城運輸支局長	秋田運輸支局長
氏名 就任	菅峨 芳雄 14. 7. 1	今野 進 14. 7. 1	中岫 隆男 14. 7. 1	屋代勝二十 14. 7. 1	野田 昭雄 14. 7. 1	中村 啓市 14. 7. 1
〃 〃						
〃 〃		清水 武 15. 10. 1		大川 清 15. 4. 1	高橋 一弘 15. 4. 1	斎藤 隆志 15. 4. 1
〃 〃	中岫 隆男 16. 4. 1		秋村 端 16. 4. 1	鹿内 朝明 16. 4. 1	須藤 正彦 16. 10. 1	佐藤 正己 16. 4. 1
〃 〃	秋村 端 17. 4. 1		櫻庭 彰一 17. 4. 1			仁村 幸雄 17. 4. 1
〃 〃	櫻庭 彰一 18. 4. 1	阿部 敏信 18. 4. 1	菅原 真二郎 18. 4. 1	渡辺 敏晴 18. 4. 1	今内 恒一 18. 4. 1	佐々木 仁 18. 4. 1
〃 〃		石川 政治 19. 4. 1	野田 富久 19. 4. 1	鈴木 志郎 19. 4. 1		
〃 〃	伊壺 時雄 20. 4. 1	吉崎 照保 20. 4. 1	木村 誠 20. 4. 1	船生 弘隆 20. 4. 1	鈴木 志郎 20. 4. 1	菊田 善昭 20. 4. 1
〃 〃	安中 良 21. 4. 1	斎藤 隆 21. 4. 1	西村 貞雄 21. 4. 1		菊田 善昭 21. 4. 1	熊沢 治夫 21. 4. 1
〃 〃				松田 憲幸 22. 4. 1	熊沢 治夫 22. 4. 1	大宮 勝 22. 4. 1
〃 〃	千田 等一 23. 4. 1		佐藤 一男 23. 7. 1			三杉 孝昌 23. 4. 1
〃 〃		長内 孝慈 24. 4. 1	高岡 純一 24. 4. 1	鶴田 幸志 24. 4. 1	宍戸 紳一郎 24. 4. 1	
〃 〃		赤石 佳昭 25. 4. 1				高橋 浩也 25. 4. 1
〃 〃	佐藤 幸彦 26. 4. 1	小野 昇 26. 4. 1	太田 悅弥 26. 4. 1	中屋敷 守央 26. 4. 1	五代儀 敦 26. 4. 1	武内 伸之 26. 4. 1
〃 〃	石川 智弘 27. 4. 1	杉本 秀美 27. 4. 1		藤原 博之 27. 4. 1	千葉 美記 27. 4. 1	
〃 〃	藤澤 義人 28. 4. 1	一ノ渡 俊行 28. 4. 1	藤田 正史 28. 4. 1	武部 勝彦 28. 4. 1	清野 和也 28. 4. 1	木村 和博 28. 4. 1
〃 〃	早川 勤也 29. 4. 1			結城 晃 29. 4. 1		
〃 〃	菅原 克也 30. 4. 1	小山 重彦 30. 4. 1		保刈 芳信 30. 4. 1		兼平 悟 30. 4. 1
〃 〃			畠山 悟 31. 4. 1	高瀬 福也 31. 4. 1	宮澤 淳 31. 4. 1	
〃 〃	伊藤 誠 R2. 4. 1			大水 直樹 R2. 4. 1	奈良岡 司 R2. 4. 1	五十嵐 誠 R2. 4. 1
〃 〃		若松 浩 R3. 4. 1	野崎 等 R3. 4. 1		鈴木 二三夫 R3. 4. 1	玉田 紀之 R3. 4. 1
〃 〃	佐々木 久哉 R4. 4. 1			渡辺 正幸 R4. 4. 1	佐藤 雅和 R4. 4. 1	
〃 〃		泉 幸一 R5. 4. 1		藤田 一彦 R5. 4. 1	石村 仁 R5. 4. 1	佐々木 敏 R5. 4. 1
〃 〃	原子 雅重 R6. 4. 1	内澤 富雄 R6. 4. 1	清水 和永 R6. 4. 1	佐々木 久哉 R6. 4. 1	岩淵 正宏 R6. 4. 1	會田 光 R6. 4. 1
〃 〃	長内 誠 R7. 4. 1	佐々木 幸二 R7. 4. 1		小野寺 実 R7. 4. 1	原子 雅重 R7. 4. 1	唐牛 俊明 R7. 4. 1

	山形運輸支局長	山形運輸支局 庄内自動車検査	福島運輸支局長	福島運輸支局 いわき自動車検査	気仙沼海事事務所長	石巻海事事務所長
氏名 就任	永井 政秀 14. 7. 1	工藤 清美 14. 7. 1	山田 雅之 14. 7. 1	松本 慶一 14. 7. 1	北村 治 14. 7. 1	高橋 公男 14. 7. 1
〃 〃						
〃 〃		渡邊 光民 15. 4. 1	高橋 公男 15. 4. 1	千代谷俊行 15. 4. 1	須藤 正彦 15. 4. 1	松本 慶一 15. 4. 1
〃 〃	行方 博彦 16. 4. 1	小松 良美 16. 4. 1	秋葉 秀雄 16. 4. 1		今内 恒一 16. 10. 1	
〃 〃	横井 優 17. 4. 1			今村 善一 17. 4. 1		田鎖 輝昭 17. 4. 1
〃 〃	山崎 孝一 18. 4. 1	城内 寛 18. 4. 1	岡田 幸治 18. 4. 1	四宮 公男 18. 4. 1	野田 富久 18. 4. 1	今村 善一 18. 4. 1
〃 〃	多田 雅司 19. 4. 1		藤田 博 19. 4. 1		佐藤 健彦 19. 4. 1	
〃 〃	大泉 宏 20. 4. 1	戸澤 良一 20. 4. 1	高橋 博 20. 4. 1	高橋 甚之助 20. 4. 1		小泉 実 20. 4. 1
〃 〃			長谷川 茂 21. 4. 1	鈴木 秀春 21. 4. 1	上村 正人 21. 4. 1	木村 誠 21. 4. 1
〃 〃	小野寺 享 22. 4. 1			宍戸 紳一郎 22. 4. 1		佐々木 善男 22. 4. 1
〃 〃			御木 剛栄 23. 4. 1	大槻 昇 23. 7. 1	吉田 清一 23. 7. 1	鈴木 秀春 23. 4. 1
〃 〃	松田 憲幸 24. 4. 1	渡辺 正一 24. 4. 1		佐藤 俊雄 24. 4. 1		百々 和之 24. 4. 1
〃 〃			小池 清索 25. 4. 1			阿部 忠男 25. 4. 1
〃 〃	千葉 美記 26. 4. 1	小坂 俊一 26. 4. 1		高橋 和裕 26. 4. 1	阿部 正隆 26. 4. 1	
〃 〃	松澤 和幸 27. 4. 1	佐々木 修 27. 4. 1	清野 和也 27. 4. 1	菅原 公夫 27. 4. 1		
〃 〃	石川 智弘 28. 4. 1	柴田 克則 28. 4. 1	谷藤 耕治 28. 4. 1	結城 晃 28. 4. 1	兼平 悟 28. 4. 1	千代谷 昇 28. 4. 1
〃 〃			佐々木 雅幸 29. 4. 1	風間 茂 29. 4. 1		
〃 〃	伊藤 一哉 30. 4. 1	柳町 敏夫 30. 4. 1			半澤 敏郎 30. 4. 1	宮澤 淳 30. 4. 1
〃 〃	宮地 和久 31. 4. 1		遠嶋 孝則 31. 4. 1	阿部 裕一 31. 4. 1		峯田 重信 31. 4. 1
〃 〃	佐藤 博昭 R2. 4. 1	阿部 裕一 R2. 4. 1	佐藤 聰 R2. 4. 1	高橋 浩 R2. 4. 1	田口 幸治 R2. 4. 1	
〃 〃	澤村 和則 R3. 4. 1		有路 仙之 R3. 7. 1			後藤 明広 R3. 4. 1
〃 〃	宮嶋 瞳男 R4. 4. 1	阿部 孝一 R4. 4. 1		柳川 聰 R4. 4. 1	佐藤 薫 R4. 4. 1	
〃 〃	有路 仙之 R5. 4. 1		佐藤 雅和 R5. 4. 1	斎藤 満 R5. 4. 1	渡邊 秀樹 R5. 4. 1	
〃 〃	平川 清彦 R6. 4. 1	泉 幸一 R6. 4. 1				斎藤 高弘 R6. 4. 1
〃 〃		斎藤 満 R7. 4. 1	鈴木 喜輝 R7. 4. 1	服部 博之 R7. 4. 1	堀江 克彦 R7. 4. 1	木村 高広 R7. 4. 1

## 4 東北地方交通審議会

### (1) 東北地方交通審議会発足までの経緯

昭和24年6月1日

地方道路運送審議会 — 廃止 (昭24. 12)

　　└道路運送審議会 (昭25. ) — 廃止 (昭28. )

　　└自動車運送協議会 (昭28. ) — 廃止 (昭45. )

　　└地方陸上交通審議会 (昭45. ) — 廃止 (昭59. )

　　└地方交通審議会 (昭59. 7. 1) ※ (平14. 7. 1)

　　運輸省設置法

　　運輸省組織令

　　国土交通省組織令

　　(昭24年法律第157号)

　　(昭59年政令第175号)

　　(平12年政令第255号)

※東北運輸局の管轄区域・内部組織の再編に伴い、各県毎の「地域交通計画」を改め、ブロック毎に「地方ブロック公共交通・環境計画」を策定することとされた。

### (2) 審議経過等

昭和46年 5月25日「東北の中核都市における都市交通のあり方について」諮問

〃 47. 3. 31 同事案答申

〃 49. 3. 18 「仙台都市圏における大量高速輸送機関を中心とする公共交通機関に関する基本的計画について」諮問

〃 50. 8. 19 同事案答申

〃 56. 2. 24 「福島県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 57. 3. 25 同事案答申

〃 57. 7. 19 「岩手県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 58. 3. 23 「宮城県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 58. 8. 1 岩手県事案答申

〃 59. 3. 30 宮城県事案答申

〃 59. 4. 23 「青森県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 60. 3. 25 同事案答申

〃 60. 9. 27 第1回東北地方交通審議会 (管内4県に常設の部会を設置することを承認)

〃 60. 11. 26 第1回福島県部会 (常設部会)

〃 61. 1. 24 第1回岩手県部会 (常設部会)

〃 61. 2. 13 第1回宮城県部会 (常設部会)

〃 61. 3. 25 第1回青森県部会 (常設部会)

〃 62. 3. 17 第2回宮城県部会 (常設部会)

〃 62. 3. 18 第2回福島県部会 (常設部会)

〃 62. 3. 25 第2回青森県部会 (常設部会)

〃 63. 3. 23 第3回青森県部会 (常設部会)

〃 63. 3. 25 第2回岩手県部会 (常設部会)

〃 63. 3. 28 第3回宮城県部会 (常設部会)

平成 元. 3. 30 第3回福島県部会 (常設部会)

〃 元. 11. 29 第4回宮城県部会 (常設部会)

〃 2. 2. 13 第3回岩手県部会 (常設部会)

平成 2. 11. 8 第4回青森県部会（常設部会）  
〃 4. 2. 4 第4回福島県部会（常設部会）  
〃 4. 3. 25 第4回岩手県部会（常設部会）  
〃 4. 12. 16 第5回宮城県部会（常設部会）  
〃 5. 3. 24 第5回青森県部会（常設部会）  
〃 5. 10. 25 第2回東北地方交通審議会  
「福島県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問  
〃 5. 11. 2 第5回福島県部会（常設部会）  
〃 7. 4. 24 第6回福島県部会（常設部会）  
〃 7. 5. 30 第7回福島県部会（常設部会）  
〃 7. 5. 30 福島県事案答申  
〃 7. 11. 2 第3回東北地方交通審議会  
「岩手県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問  
〃 7. 11. 14 第5回岩手県部会（常設部会）  
〃 8. 11. 22 第6回岩手県部会（常設部会）  
〃 9. 2. 25 第7回岩手県部会（常設部会）  
〃 9. 2. 25 岩手県事案答申  
〃 10. 2. 23 第4回東北地方交通審議会  
「宮城県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問  
〃 10. 2. 23 第6回宮城県部会（常設部会）  
〃 11. 1. 11 第7回宮城県部会（常設部会）  
〃 11. 4. 23 第8回宮城県部会（常設部会）  
〃 11. 4. 23 宮城県事案答申  
〃 11. 9. 6 第5回東北地方交通審議会  
「青森県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問  
〃 11. 9. 30 第6回青森県部会（常設部会）  
〃 12. 7. 26 第7回青森県部会（常設部会）  
〃 12. 12. 1 第8回青森県部会（常設部会）  
〃 12. 12. 1 青森県事案答申  
〃 14. 6. 30 常設部会（管内4県）廃止  
〃 15. 3. 26 第6回東北地方交通審議会（観光戦略部会設置承認）  
「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光振興戦略について」諮問  
〃 15. 7. 11 第1回観光戦略部会  
〃 15. 9. 8 第2回観光戦略部会  
〃 16. 1. 29 第3回観光戦略部会  
〃 16. 5. 25 第7回東北地方交通審議会（交通部会設置承認）  
〃 16. 5. 25 第1回交通部会  
〃 16. 10. 12 第2回交通部会  
〃 16. 11. 11 第4回観光戦略部会  
〃 16. 12. 21 第3回交通部会  
〃 17. 2. 3 第5回観光戦略部会  
〃 17. 2. 3 第4回交通部会

平成 17. 3. 24 第8回東北地方交通審議会  
「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光推進戦略について」答申

〃 18. 3. 29 第9回東北地方交通審議会（政策推進部会設置承認）

〃 18. 11. 27 第1回政策推進部会

〃 19. 2. 26 第2回政策推進部会

〃 19. 3. 28 第10回東北地方交通審議会（観光WG（仮称）設置承認）

〃 19. 10. 16 「東北観光基本計画の策定について」諮問

〃 19. 10. 24 第1回東北観光基本計画策定委員会

〃 20. 1. 23 第2回東北観光基本計画策定委員会

〃 20. 2. 21 第3回東北観光基本計画策定委員会

〃 20. 3. 13 第11回東北地方交通審議会  
「東北観光基本計画について」答申

〃 21. 3. 24 第12回東北地方交通審議会

〃 21. 7. 28 第3回政策推進部会

〃 21. 10. 27 第4回政策推進部会

〃 21. 12. 25 第5回政策推進部会

〃 22. 3. 9 第6回政策推進部会

〃 22. 3. 23 第13回東北地方交通審議会  
「東北公共交通アクションプラン」決定

〃 24. 3. 22 第14回東北地方交通審議会（東北観光基本計画策定委員会設置承認）

〃 25. 3. 12 第15回東北地方交通審議会  
「東北公共交通アクションプランの一部改定」決定  
「東北観光基本計画の策定について」答申

〃 26. 3. 25 第16回東北地方交通審議会

〃 27. 3. 23 第17回東北地方交通審議会

〃 28. 3. 25 第18回東北地方交通審議会

〃 28. 8. 4 第7回政策推進部会

〃 28. 9. 23 第8回政策推進部会

〃 28. 10. 28 第9回政策推進部会

〃 28. 11. 28 第19回東北地方交通審議会  
「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光推進戦略について」フォローアップ

〃 29. 2. 6 第10回政策推進部会

〃 29. 2. 24 第11回政策推進部会

〃 29. 3. 17 第20回東北地方交通審議会

〃 30. 3. 22 第21回東北地方交通審議会

### (3) 委員名簿

【敬称略】

役 職	氏 名	所 属
委 員	宮本 保彦	一般社団法人東北経済連合会副会長
委 員	一力 敦彦	東北放送株式会社代表取締役社長
委 員	徳永 幸之	宮城大学事業構想学群特任教授
委 員	宮原 育子	宮城学院女子大学名誉教授

令和7年8月15日現在

### (4) 地方交通審議会関係法令

#### ① 國土交通省組織令 (抄)

平成12年6月7日

政令第255号

(地方交通審議会)

第214条 各地方運輸局に、それぞれ地方交通審議会を置く。

2 地方交通審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方運輸局長の諮問に応じて地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるものほか、地方交通審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他地方交通審議会に関し必要な事項については、國土交通省令で定める。

#### ② 地方交通審議会規則

平成13年1月6日

國土交通省令第24号

(所掌事務)

第1条 地方交通審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局長の諮問に応じて、地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を関係行政機関の長に建議すること。

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第2条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

2 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は関係地方公共団体の長若しくはその職員のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、地方運輸局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地方運輸局交通政策部交通企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(この本部令の効力)

2 この本部令は、その施行の日に、地方交通審議会規則（平成十三年国土交通省令第二十四号）となるものとする。

附 則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月八日国土交通省令第七〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年六月三〇日国土交通省令第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

### ③ 東北地方交通審議会運営規則

昭和 46 年 2 月制定
昭和 56 年 2 月改正
昭和 59 年 6 月改正
平成 7 年 10 月改正
平成 12 年 12 月改正
平成 15 年 3 月改正

(趣旨)

第1条 東北地方交通審議会（以下「審議会」という。）の運営については、地方交通審議会規則（平成13年国土交通省令第24号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(招集及び欠席)

第2条 審議会は、会長が招集する。

- 会長は、審議会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び審議事項に関係ある臨時委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。  
ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 委員等は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。
- 前項の場合において臨時委員（関係行政機関の職員、関係地方公共団体の長及びその職員並びに東日本旅客鉄道株式会社の職員に限る。）にあっては、代理を出席させることができる。

(議長)

第3条 会長は、議長として審議会の審議を運営する。

(委員等以外の者の出席)

第4条 会長は、必要あると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ、または説明を行うことを求めることができる。

(緊急議案)

第5条 審議会は、出席した委員等の三分の二以上の同意を得て、第2条第2項の規定により通知のあった審議事項以外の事項についても決議することができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができます。

(議事要録)

第7条 審議会の議事の概要については、議事要録を作成し、公開するものとする。

2 議事要録には、次の事項を記載するものとする。

1. 日時及び場所
2. 出席した委員等の氏名
3. 審議事項
4. 審議の概要
5. 議長が必要と認める事項
6. 前条ただし書により、会議を非公開とした場合は、その理由

3 第1項の規定にかかわらず、議事要録の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、議事要録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(答申書等)

第8条 審議会の答申又は建議は書面をもって行うものとする。

(部会)

第9条 会長は必要があるときは、審議事項を部会に付託することができる。

2 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができます。

3 第2条から第7条までの規定は部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

附 則

この規定は、昭和46年2月18日から適用する。

附 則

この規定は、昭和56年3月10日から適用する。

附 則

この規定は、昭和59年7月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成7年10月23日から適用する。

附 則

この規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規定は、平成15年3月26日から適用する。

## 5 東北運輸局管内市町村別人口

令和7年1月1日現在

市町村名		人口	世帯数
<b>青森県</b>			
	<b>県計</b>	<b>1,185,767</b>	<b>592,182</b>
	<b>市計</b>	<b>922,825</b>	<b>467,697</b>
	<b>町村計</b>	<b>262,942</b>	<b>124,485</b>
1	青森市	263,512	136,186
2	弘前市	159,488	80,407
3	八戸市	215,080	110,032
4	黒石市	30,428	14,030
5	五所川原市	49,811	25,546
6	十和田市	57,361	28,148
7	三沢市	37,380	19,491
8	むつ市	51,606	28,071
9	つがる市	28,806	13,396
10	平川市	29,353	12,390
	東津軽郡計	19,256	9,742
11	平内町	9,730	4,729
12	今別町	2,096	1,264
13	蓬田村	2,434	1,122
14	外ヶ浜町	4,996	2,627
	西津軽郡計	15,308	7,824
15	鰺ヶ沢町	8,505	4,339
16	深浦町	6,803	3,485
	中津軽郡計	1,210	530
17	西目屋村	1,210	530
	南津軽郡計	29,770	13,164
18	藤崎町	14,300	6,208
19	大鰐町	8,231	4,036
20	田舎館村	7,239	2,920
	北津軽郡計	33,155	15,581
21	板柳町	12,198	5,399
22	鶴田町	11,540	5,354
23	中泊町	9,417	4,828
	上北郡計	91,283	43,316
24	野辺地町	11,855	6,305
25	七戸町	14,014	6,790
26	六戸町	10,551	4,705
27	横浜町	4,048	2,123
28	東北町	16,005	7,258
29	六ヶ所村	9,628	5,037
30	おいらせ町	25,182	11,098
	下北郡計	13,384	6,906
31	大間町	4,649	2,461
32	東通村	5,553	2,755
33	風間浦村	1,554	842
34	佐井村	1,628	848
	三戸郡計	59,576	27,422
35	三戸町	8,767	4,112

	市町村名	人口	世帯数
36	五戸町	15,285	6,972
37	田子町	4,718	2,055
38	南部町	16,185	7,377
39	階上町	12,562	6,023
40	新郷村	2,059	883

令和7年1月1日現在

	市町村名	人口	世帯数
<b>岩手県</b>			
	<b>県計</b>	<b>1,153,900</b>	<b>534,966</b>
	<b>市計</b>	<b>952,429</b>	<b>445,223</b>
	<b>町村計</b>	<b>201,471</b>	<b>89,743</b>
1	盛岡市	277,423	138,578
2	宮古市	45,632	22,418
3	大船渡市	32,059	14,722
4	花巻市	89,867	39,002
5	北上市	91,090	42,022
6	久慈市	31,216	15,332
7	遠野市	23,930	10,658
8	一関市	105,505	46,286
9	陸前高田市	17,226	7,579
10	釜石市	28,934	15,367
11	二戸市	24,157	11,680
12	八幡平市	23,179	10,787
13	奥州市	107,798	46,554
14	滝沢市	54,413	24,238
	<b>岩手郡計</b>	<b>31,830</b>	<b>14,280</b>
15	雫石町	14,995	6,361
16	葛巻町	5,293	2,629
17	岩手町	11,542	5,290
	<b>紫波郡計</b>	<b>58,844</b>	<b>24,324</b>
18	紫波町	32,684	13,102
19	矢巾町	26,160	11,222
	<b>和賀郡計</b>	<b>4,659</b>	<b>2,168</b>
20	西和賀町	4,659	2,168
	<b>胆沢郡計</b>	<b>15,119</b>	<b>6,503</b>
21	金ヶ崎町	15,119	6,503
	<b>西磐井郡計</b>	<b>6,734</b>	<b>2,607</b>
22	平泉町	6,734	2,607
	<b>気仙郡計</b>	<b>4,681</b>	<b>2,067</b>
23	住田町	4,681	2,067
	<b>上閉伊郡計</b>	<b>10,492</b>	<b>5,232</b>
24	大槌町	10,492	5,232
	<b>下閉伊郡計</b>	<b>26,878</b>	<b>12,859</b>
25	山田町	13,854	6,408
26	岩泉町	7,843	4,055
27	田野畠村	2,888	1,334
28	普代村	2,293	1,062
	<b>九戸郡計</b>	<b>31,631</b>	<b>14,288</b>
29	軽米町	7,907	3,651
30	野田村	3,901	1,678
31	九戸村	5,084	2,190
32	洋野町	14,739	6,769
	<b>二戸郡計</b>	<b>10,603</b>	<b>5,415</b>
33	一戸町	10,603	5,415

令和7年1月1日現在

	市町村名	人口	世帯数
<b>宮城县</b>			
	<b>県計</b>	<b>2,224,980</b>	<b>1,052,122</b>
	<b>市計</b>	<b>1,891,009</b>	<b>911,279</b>
	<b>町村計</b>	<b>333,971</b>	<b>140,843</b>
1	仙台市	1,064,142	548,719
2	石巻市	132,447	62,480
3	塩竈市	51,726	24,416
4	気仙沼市	56,300	26,145
5	白石市	30,569	14,011
6	名取市	79,792	33,971
7	角田市	26,469	11,524
8	多賀城市	61,628	28,380
9	岩沼市	43,137	19,110
10	登米市	71,919	27,171
11	栗原市	60,518	24,837
12	東松島市	37,875	16,747
13	大崎市	122,035	53,069
14	富谷市	52,452	20,699
	<b>刈田郡計</b>	<b>12,129</b>	<b>5,248</b>
15	蔵王町	10,916	4,656
16	七ヶ宿町	1,213	592
	<b>柴田郡計</b>	<b>77,382</b>	<b>34,422</b>
17	大河原町	23,297	10,540
18	村田町	9,816	4,103
19	柴田町	36,331	16,365
20	川崎町	7,938	3,414
	<b>伊具郡計</b>	<b>11,571</b>	<b>4,878</b>
21	丸森町	11,571	4,878
	<b>亘理郡計</b>	<b>44,252</b>	<b>18,359</b>
22	亘理町	32,825	13,481
23	山元町	11,427	4,878
	<b>宮城郡計</b>	<b>66,301</b>	<b>27,154</b>
24	松島町	12,885	5,723
25	七ヶ浜町	17,553	6,954
26	利府町	35,863	14,477
	<b>黒川郡計</b>	<b>40,880</b>	<b>17,591</b>
27	大和町	27,861	12,521
28	大郷町	7,480	2,946
29	大衡村	5,539	2,124
	<b>加美郡計</b>	<b>27,073</b>	<b>10,351</b>
30	色麻町	6,103	2,091
31	加美町	20,970	8,260
	<b>遠田郡計</b>	<b>37,075</b>	<b>15,356</b>
32	涌谷町	14,249	5,966
33	美里町	22,826	9,390
	<b>牡鹿郡計</b>	<b>5,810</b>	<b>3,054</b>
34	女川町	5,810	3,054
	<b>本吉郡計</b>	<b>11,498</b>	<b>4,430</b>
35	南三陸町	11,498	4,430

令和7年1月1日現在

市町村名人口		世帯数
<b>秋田県</b>		
	<b>県計</b>	<b>907,593</b>
	<b>市計</b>	<b>825,395</b>
	<b>町村計</b>	<b>82,198</b>
1	秋田市	293,729
2	能代市	47,247
3	横手市	80,777
4	大館市	65,492
5	男鹿市	23,355
6	湯沢市	39,484
7	鹿角市	27,069
8	由利本荘市	70,409
9	潟上市	31,271
10	大仙市	73,794
11	北秋田市	27,834
12	にかほ市	22,075
13	仙北市	22,859
	鹿角郡計	4,421
14	小坂町	4,421
	北秋田郡計	1,869
15	上小阿仁村	1,869
	山本郡計	23,002
16	藤里町	2,746
17	三種町	14,170
18	八峰町	6,086
	南秋田郡計	20,092
19	五城目町	7,814
20	八郎潟町	5,176
21	井川町	4,157
22	大潟村	2,945
	仙北郡計	17,444
23	美郷町	17,444
	雄勝郡計	15,370
24	羽後町	13,036
25	東成瀬村	2,334

令和7年1月1日現在

市町村名人口		世帯数
<b>山形県</b>		
	<b>県計</b>	<b>1,012,355</b>
	<b>市計</b>	<b>816,964</b>
	<b>町村計</b>	<b>195,391</b>
1	山形市	236,164
2	米沢市	74,629
3	鶴岡市	116,731
4	酒田市	93,924
5	新庄市	32,362
6	寒河江市	39,417
7	上山市	27,584
8	村山市	21,299
9	長井市	24,420
10	天童市	60,204
11	東根市	47,631
12	尾花沢市	13,529
13	南陽市	29,070
	東村山郡計	23,799
14	山辺町	13,344
15	中山町	10,455
	西村山郡計	34,189
16	河北町	16,809
17	西川町	4,536
18	朝日町	5,782
19	大江町	7,062
	北村山郡計	5,979
20	大石田町	5,979
	最上郡計	33,461
21	金山町	4,691
22	最上町	7,358
23	舟形町	4,662
24	真室川町	6,481
25	大蔵村	2,760
26	鮭川村	3,659
27	戸沢村	3,850
	東置賜郡計	34,691
28	高畠町	21,306
29	川西町	13,385
	西置賜郡計	24,962
30	小国町	6,537
31	白鷹町	12,222
32	飯豊町	6,203
	東田川郡計	26,153
33	三川町	7,009
34	庄内町	19,144
	飽海郡計	12,157
35	遊佐町	12,157

令和7年1月1日現在

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
<b>福 島 県</b>			
	<b>県 計</b>	<b>1,771,314</b>	<b>800,927</b>
	<b>市 計</b>	<b>1,421,703</b>	<b>652,765</b>
	<b>町 村 計</b>	<b>349,611</b>	<b>148,162</b>
1	福 島 市	264,652	124,794
2	会 津 若 松 市	110,841	52,385
3	郡 山 市	312,433	146,408
4	い わ き 市	303,171	146,932
5	白 河 市	57,085	25,575
6	須 賀 川 市	72,918	30,678
7	喜 多 方 市	43,519	18,733
8	相 馬 市	32,261	14,242
9	二 本 松 市	50,358	20,673
10	田 村 市	32,982	12,892
11	南 相 馬 市	55,774	24,516
12	伊 達 市	55,997	23,314
13	本 宮 市	29,712	11,623
	<b>伊 達 郡 計</b>	<b>30,458</b>	<b>13,358</b>
14	桑 折 町	10,951	4,680
15	国 見 町	8,095	3,383
16	川 俣 町	11,412	5,295
	<b>安 達 郡 計</b>	<b>8,817</b>	<b>3,197</b>
17	大 玉 村	8,817	3,197
	<b>岩 瀬 郡 計</b>	<b>17,527</b>	<b>7,055</b>
18	鏡 石 町	12,356	5,044
19	天 栄 村	5,171	2,011
	<b>南 会 津 郡 計</b>	<b>22,315</b>	<b>10,330</b>
20	下 郷 町	4,792	2,103
21	檜 枝 岐 村	484	199
22	只 見 町	3,690	1,766
23	南 会 津 町	13,349	6,262
	<b>耶 麻 郡 計</b>	<b>23,505</b>	<b>10,027</b>
24	北 塩 原 村	2,394	1,103
25	西 会 津 町	5,408	2,478
26	磐 梯 町	3,151	1,189
27	猪 苗 代 町	12,552	5,257
	<b>河 沼 郡 計</b>	<b>20,038</b>	<b>8,032</b>
28	会 津 坂 下 町	14,217	5,818
29	湯 川 村	2,980	1,027
30	柳 津 町	2,841	1,187
	<b>大 沼 郡 計</b>	<b>22,278</b>	<b>9,524</b>
31	三 島 町	1,327	673
32	金 山 町	1,749	994
33	昭 和 村	1,085	609
34	会 津 美 里 町	18,117	7,248

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
<b>西 白 河 郡 計</b>			
35	西 郷 村	20,616	8,988
36	泉 崎 村	6,092	2,441
37	中 島 村	4,732	1,762
38	矢 吹 町	16,807	7,102
<b>東 白 河 郡 計</b>			
39	棚 倉 町	12,789	5,100
40	矢 祭 町	5,145	2,089
41	塙 町	7,821	3,280
42	鮫 川 村	2,846	1,056
<b>石 川 郡 計</b>			
43	石 川 町	13,654	5,792
44	玉 川 村	6,050	2,204
45	平 田 村	5,352	2,173
46	浅 川 町	5,782	2,190
47	古 殿 町	4,517	1,760
<b>田 村 郡 計</b>			
48	三 春 町	16,080	6,560
49	小 野 町	8,864	3,737
<b>双 葉 郡 計</b>			
50	広 野 町	4,531	2,271
51	檜 葉 町	6,409	3,194
52	富 岡 町	11,316	5,762
53	川 内 村	2,233	1,140
54	大 熊 町	9,944	4,096
55	双 葉 町	5,294	2,196
56	浪 江 町	14,632	6,565
57	葛 尾 村	1,216	466
<b>相 馬 郡 計</b>			
58	新 地 町	7,445	2,922
59	飯 舘 村	4,506	1,793

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和7年1月1日現在）